

## 指定後の各種手続きについて

### (1) 変更届出書の提出について

- ・変更のあった日から10日以内に届出を行うこと。

- ・居宅サービスに係る変更等の各種届出の取り扱いについて  
⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000199861.html>
- ・指定関係様式集(指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定第1号事業者)  
⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000344640.html>
- ・地域密着型サービスに係る変更等の各種届出の取扱いについて  
⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000402749.html>
- ・指定介護予防支援事業者の変更届について  
⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000086284.html>
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)事業者に係る各種届出の取扱いについて  
⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246410.html>
- ・介護老人保健施設事業者に係る各種届出の取扱いについて  
⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246308.html>
- ・介護療養型医療施設事業者に係る各種届出の取扱いについて  
⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246769.html>

### ※変更届出書の提出に伴う留意事項について

#### ①変更届出書の提出に伴い事業所番号が変更となる場合について

- ・事業所番号は、同一所在地・同一名称の事業所に対して1つの事業所番号となる。(事業所番号が変わる場合は、事前にご相談ください。)

- ・市町村(大阪市の場合は区)を超えて事業所の所在地を移転した場合
- ・複数の介護保険サービス事業を同一名称で運営し、一部の事業所名を変更した場合
- ・複数の介護保険サービス事業を異なる名称で運営し、全ての事業所名を統一した場合

#### ②事業所番号が変更となった場合に必要な手続きについて

- ・事業所番号、事業所名称、事業所の所在地が変更となった場合。

- (i) 居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びに利用者に対する介護保険事業所番号等の変更の周知徹底
- (ii) 国民健康保険団体連合会に対する所定の手続き  
(詳細は連合会へお問い合わせください)
- (iii) 生活保護法の規定による介護機関の指定を受けている場合は、所管する福祉事務所への変更届出などの所定の手続き  
(詳細は各区役所の生活保護担当へお問い合わせください)

※指定居宅介護支援事業者は次の手続きも必要となります。

- (iv) 事業所番号、事業所の名称に変更があった場合、利用者の方が市町村に提出している「居宅サービス計画作成依頼届出書」の変更

## (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(加算の届)について

- ①算定期間を確認のうえ、事前に届出を行うこと。
- ②通所事業所の事業所規模による区分の変更が生じた場合、変更の届出を行うこと。

- ・通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所の大幅な定員の変更は、事業所規模による区分の変更の届出が必要となる場合があるので、定員の変更に際しては事業所規模を確認すること。
- ・なお、地域密着型通所介護(定員18名以下)から通所介護(定員19名以上)に移行する場合は変更ではなく、廃止及び新規による手続きが必要となる。(逆も同様)
- ・通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所において、毎年3月に前年の4月から2月までの実績により4月以降の事業所規模の算定区分の確認を行うこと。

※大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000203914.html>

### ※介護職員等処遇改善加算について

- ①加算を算定する場合について(毎年届出が必要です)
  - ・毎年4月から算定する場合は、前年度の2月末日までに届出を行うこと。
  - ・算定を受けようとする月の前々月までに届出を行うこと。

#### 【注意】

- ◆期日までに届出がない場合は、4月からの算定はできません。年度途中からの算定となります。
- ◆届出については、郵送等による送付の対応で、介護保険課(指定・指導グループ)あてとなります。

- ・年度の途中で加算を算定する事業者は、算定する月の前々月の末日までに届出を行うこと。

- ②実績報告書の提出について

- ・加算を算定した事業者は、7月末日までに実績報告書を提出し、5年間保存すること。
- ・事業所の休止・廃止を行った場合であっても実績報告書の提出は必要です。

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、つまり、年度最終月の3月分の介護報酬が5月に支払われるので、その翌々月の7月末日までに大阪市長あてに提出すること。

#### 【注意】

- ◆計画書どおりに処遇改善が実施されていない場合、返還を求めることがあります。
- ◆届出先については、窓口の変更にかかわらず、全て介護保険課(指定・指導グループ)となります。

## (3) 廃止・休止・再開届出書について

- ①事業を廃止する場合： 廃止届を廃止予定日の1カ月前までに届け出ること。
- ②事業を休止する場合： 休止届を休止予定日の1カ月前までに届け出ること。(休止期間は最大でも6カ月間まで。)
- ③事業を再開する場合： 再開届を再開後10日以内に届け出ること。(必ず再開前にご相談ください)

## (4) 業務管理体制の整備に関する届出

- ・業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先について以下のとおりです。

区分	届出先
①全ての事業所等が大阪市内に所在	大阪市長(福祉局高齢者施策部介護保険課)
②全ての事業所等が大阪府内に所在〔①を除く〕	大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)
③事業所等が2以上の都道府県に所在	
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
上記以外の事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事

※大阪市ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000308354.html>

## (5) 指定の更新制度について

### ① 指定の更新制度について

- ・平成18年4月の介護保険法の改正により、新たに指定の更新制度が設けられました。これに伴い、指定介護保険事業者として事業を実施するためには、一定期間(6年)毎に指定の更新を受けていただくことが必要となります。
- ・この指定の更新を受けなければ、規定の効力を失い介護報酬が請求できなくなりますのでご注意ください。

### ② 指定の有効期間

指定の有効期間は6年となります。

### ③ 更新手続きについて

- ・更新手続きが必要な事業所には、指定有効期間満了の概ね3か月前に更新申請について郵送によりお知らせします。2か月前になっても更新のお知らせが届かない場合は、介護保険課(指定・指導グループ)までご連絡ください。
- ・更新の可否について確認を行います。(確認については、電話・FAX等で行います)
- ・更新には手数料が必要となります。納入通知書が届きましたら期日までに納付してください。
- ・更新の意思がない場合は、現在の利用者に対する廃止後のサービス提供方法について確認を行います。

### ④ 更新通知書の交付

- ・更新の手続きが完了した場合には、更新通知書を交付します。次回の更新は、更新通知の期日に関わらず当初の期日の翌日が次回の起算日となります。(更新通知書に有効期限を記載)
- ・なお、地域密着型サービス事業及び第一号事業のうち、他市町村の区域外指定を受けている場合には、当該市町村に対しても更新手続きが必要となります。

#### ※ 大阪市ホームページ

#### 指定介護保険事業者の指定更新について

⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000177657.html>

#### 地域密着型サービス事業者の更新

⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000004486.html>

#### 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)事業者に係る各種届出の取扱いについて

⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246409.html>

#### 介護老人保健施設事業者に係る各種届出の取扱いについて

⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246307.html>

#### 介護療養型医療施設事業者に係る各種届出の取扱いについて

⇒ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000246768.html>

### (参考)

#### 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

#### 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

#### 高齢者虐待防止

⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

#### 介護現場におけるハラスメント対策

⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

# 「生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」における指定介護機関について

大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市 福祉局 生活福祉部 保護課 医療グループ

## 1 生活保護法の概要

### (1) 生活保護の目的と基本原理・原則

生活保護は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。

このような目的達成のため、生活保護法は次の基本原理・原則によってささえられています。

基本原理：無差別平等の原理、最低生活保障の原理、補足性の原理

基本原則：申請保護の原則、基準及び程度の原則、必要即応の原則、世帯単位の原則

### (2) 保護の種類と方法

生活保護は、①生活扶助、②教育扶助、③住宅扶助、④医療扶助、⑤介護扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助 の8種類の扶助に分けられ、それぞれ最低生活を充足するに必要とされる限度において具体的な支給範囲が定められています。

保護の方法には、金銭給付と現物給付の別がありますが、介護扶助は、現物給付を原則としています。

(若干の例を除く)

### (3) 保護の実施機関

保護は、都道府県知事、市長および社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地または現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。

本市では、市長が有する保護の決定実施に関する事務を、保健福祉センター所長に委任しています。

## 2 中国残留邦人等に対する支援給付制度の概要

平成20年4月より、中国残留邦人等に対する新たな支援策が実施されました。これは、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は、基本的には「生活保護制度」の例によるものとしています。

実施機関は大阪市役所ですので、介護券の発行等は、次の窓口へ連絡してください。

大阪市福祉局 生活福祉部 中国残留邦人等生活支援窓口（TEL：06-6208-7935）

## 3 生活保護法による介護機関の指定

### (1) 指定介護機関

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助のための居宅介護または介護予防、もしくは居宅介護支援計画または介護予防支援計画の作成、福祉用具もしくは介護予防福祉用具の給付または施設介護を担当する機関をいいます。

### (2) みなし指定

平成26年7月1日より生活保護法の改正法が施行され、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定または開設許可を受けた介護機関については、生活保護法の指定を受けたものとみなされます（以下、「みなし指定」という）。このみなし指定を受けた介護機関は、生活保護法の指定申請手続きは不要です。

ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法による指定または開設許可を受けた介護機関が、その時点で生活保護法による指定は不要である旨申し出をしたときは、生活保護法による指定は行いません（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）。改めて生活保護法の指定を希望するときは、生活保護法による指定申請が必要です。

### (3) 指定の事務手続

大阪市内に所在する介護機関が、生活保護法の指定介護機関として指定を受けるには、事業所毎に所定の指定申請書に必要事項を記載し、市長（大阪市役所福祉局保護課医療グループ）に提出してください。

指定するサービス種類は、介護保険法によるサービスの種類と同じです。

※「基準該当居宅サービス事業所」は生活保護法の指定対象外です。

### (4) 指定の通知

市長は、介護機関を指定したときは申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を告示し、市公報に登載します。

ただし、みなし指定の場合は、指定通知書の交付および告示は行いません。

## 4 指定介護機関の届出

指定介護機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、それぞれ届出をしなければなりません。

届出の種類には、① 指定申請書（「みなし指定」の場合は不要）、② 変更届、③ 休止届、④ 再開届、⑤ 廃止届、⑥ 辞退届、⑦ 処分届 があります。届出は、事業所毎に所定の用紙に必要事項を記載し、大阪市役所福祉局保護課医療グループに提出してください。

## 5 指定介護機関に対する指導及び検査

### (1) 指導について

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

① 一般指導：生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

② 個別指導：被保護者の処遇が効果的に行われるよう保健福祉センターと指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、原則として実地による懇談指導を行います。

### (2) 検査について

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められるときおよび個別指導を受けることを拒否する場合等に行われます。

ただし、直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。

## 6 介護扶助

### (1) 基本的な考え方

介護扶助は、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあわせて、被保護者に対し保障するものです。

そこで、被保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として、介護保険法の規定に基づき要介護認定または要支援認定を受け、要介護状態または要支援状態に応じ、介護保険給付および介護扶助を受けることになります。

### (2) 介護券の発行

介護扶助は事前申請が必要です。申請時に提出された居宅介護支援計画等（第1表～第7表）に基づき介護扶助が決定されたときは、指定介護機関へ介護券が発行されます（福祉用具等、住宅改修等および移送を除く）。

また、居宅療養管理指導等についても事前申請が必要です。

## 7 介護報酬の請求手続き

指定介護機関が介護報酬を請求するときは、介護券に記載されている必要事項を介護給付費明細書に転記し、国民健康保険団体連合会あてに、毎月定められた日までに提出してください。

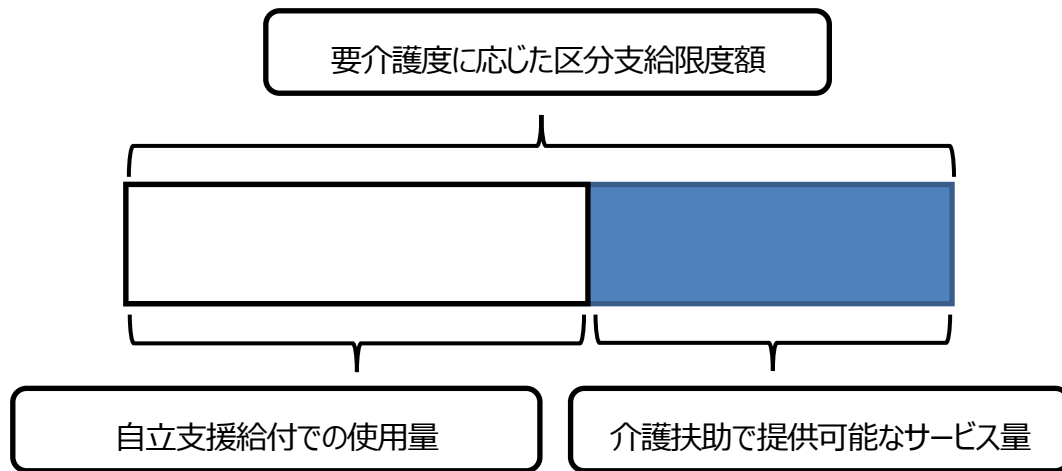
なお、介護券の本人支払額欄に記載がある場合は、直接利用者から徴収してください。

## 8 介護扶助と自立支援給付との適用関係について

40歳以上65歳未満の、介護保険の被保険者でない被保護者については、他法他施策による給付が優先となっていることから、自立支援給付等（障がい福祉サービス）が生活保護の介護扶助に優先して適用されることとなります。

なお、例外として、最大限まで自立支援給付等を活用しても必要とするサービス量の全てをまかなうことができない場合や自立支援給付等では提供されない介護サービスを利用する場合は、介護扶助の適用が可能となっています。

その場合、介護扶助にかかる給付上限額は、介護保険法に定める要介護度に応じた区分支給限度額から、自立支援給付等の給付額を控除した額となります。



ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い全身性障がい者などの場合で、介護の支給限度額から自立支援給付等の支給額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス（自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものが無い介護サービス（訪問看護等））を確保できないと認められるときは、例外的に介護の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限のサービス給付を行うことは差し支えありません。

生活保護法における介護事業関係の制度・諸手続き等、より詳しい内容については、大阪市のホームページに、「生活保護法による指定介護機関の手引き」を掲載していますのでご活用ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000622337.html>

【 大阪市トップページ > 産業・ビジネス > 手続き・届出 > 医療・医薬品の手続き > 生活保護法等による指定介護機関に関する手続き 】